

霧ヶ峰グライダー滑空場の練習使用について（訂正）

霧ヶ峰グライダー滑空場の練習使用に関しては、指導手・出場犬に限ってこれを認めることといたします。ただし、自動車の乗り入れは、当該滑空場への道路の突き当り右側方進行先（霧ヶ峰薙鎌神社方向）の門扉及び左側方進行先（格納庫・ふれあい館方向）の門扉までを認めるものといたしますが、ドクターヘリ運行の際においては、かかる緊急車両の通行を妨げることのないよう、速やかに移動が可能となるよう駐車車両間隔、退避路の確保等を十分に配慮すること。

令和 6 年 5 月 28 日

公益社団法人日本警察犬協会 事務局長 木村 佳晴